

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 0 9 年 4 月 発 行

イギリス労働党政府における学力向上政策の展開
—— 才能教育・飛び級・原級留置を中心として ——

藤 井 泰

イギリス労働党政府における学力向上政策の展開

—— 才能教育・飛び級・原級留置を中心として ——

藤 井 泰

はじめに

- I 労働党政府による才能教育政策の展開と実際
 - 1 政府の才能教育政策の形成過程
 - 2 中央および地方教育行政機関の才能教育政策の実施
 - 3 学校内外の才能教育の概要
 - 4 才能教育の推進・支援機関
 - II 飛び級制度と運用
 - III 原級留置と最近の議論
- おわりに

はじめに

文部科学省は毎年、主要国の教育情報についてコンパクトにまとめた『諸外国の教育の動き』という冊子を刊行している。その時々海外教育情報を知るのには便利な図書である。この2006年版をみると、イギリスで「英才児のためのサマースクール開催」という記事が掲載されている。翌年の2007年版（最新版）には「政府、学校における英才児教育普及のための全国推進者を任命」という翻訳記事がある¹⁾

2006年頃から日本の文部科学省関係者がイギリスの英才児（以下、本論文では才能児という用語で統一する）の教育の動向に関心を持ち始めたことが知られる。

しかし、実は、イギリスで才能児教育が積極的に押し進められるようになっ

たのは、1997年に保守党に代わって政権に就いたブレア労働党政権であった。ブレア首相は、「現代の教育サービスは、すべての子どもへの取り組みを継続するとともに、最も優秀な者が必要としているサポートを提供して、才能児をもっと伸ばすことができなければならない²⁾」と述べ、才能児教育の充実のための補助金事業を1999年に開始していたのである。

才能教育を進めるにあたって、労働党政府は公式に *gifted and talented* という用語を使っているので、ここで説明しておく。ここで *gifted* とは、「一つもしくは複数の科目（美術・音楽・体育を除く）において高い達成の証拠を示した」者である³⁾。認知的な領域に特に優れている者を指す。また *talented* とは、「芸術やスポーツなどの創造的・表現的活動において高い能力を示した」者であり、芸術やスポーツに著しい才能を発揮する者を指す。政府の認定ガイドラインでは、才能児の比率をすべての学校の当該年度の生徒集団のうち、5～10%と広く想定している。対象者の年齢の範囲は、4歳から19歳までである。

2007年に、10年間続いたブレア首相は退陣し、同じく労働党のゴードン・ブラウンが後継首相となった。ブラウン労働党内閣の下でも、才能教育は「個性化学習」の重要な柱として推進されている。

さて、我が国における才能教育の国際比較研究についてみると、英語圏ではアメリカやオーストラリアの国々に比べて、イギリスの才能教育研究が活発に行われているとは言えない⁴⁾。管見の限り、2003年の国立教育政策研究所の梶間みどりの論文がもっとも初期の研究成果であり、重要な先行研究である⁵⁾。その後、京都大学で才能教育の比較研究の一環として行われた杉本均や鈴木俊之の論文（2005年）が刊行され、1999年に導入されたエクセレンス・イン・シティーズ (CiE) のプログラムでの才能教育やレディング・スクールの取り組みなどが紹介され、才能教育の政策や実際が明らかにされている⁶⁾。

また、学力向上策の形態として、イギリスでは飛び級や原級留置の制度が認められているが、この制度と運用についても、あまり紹介されることがなかった。

そこで、本稿では、1997年に成立した労働党政権下での才能教育の政策と実際について、内外の先行研究や一次資料に基づき、その動向について論述することを主な目的とする。それと合わせて、飛び級および原級留置の制度についても論及したい。

I 労働党政府による才能教育政策の展開と実際

1 政府の才能教育政策の形成過程

1990年代中頃までは、才能児を対象とした教育実践は一部の教員による地方的ないしはボランティアな活動であった。政府の公教育政策の重要な課題とは見なされてこなかった。

しかし、1990年代後半に保守党に代わって労働党政権が成立すると、都市部の貧困層の子どもで才能の伸長の著しい者が本来の能力を最大限に伸ばすことが経済上、社会政策上でも不可欠であると考えられるようになった。

まず、内外の先行研究に依拠しながら、才能教育政策の導入の経緯について述べておきたい。

1997年5月に政権に就く前、1996年にすでにブレア労働党党首は才能教育モデルについて以下のように述べていた?

「われわれは生まれや社会的特権によって社会的上昇を果たすべきではなく、その才能によって上昇を果たすべきである。人々はすべて同じ環境に生まれることはない以上、国家の教育の役割のひとつは、出身にかかわらずすべての人に教育の機会を開くことであろう。そのためにわれわれは個々の子どもの異なった能力を認識し、そのニーズに応え、その潜在的な可能性を開くような教育を編み出さなくてはならない。」

労働党政府は公教育を前政権よりも重視して、21世紀を展望した教育政策を立案し実施してきた。1997年7月には、そのグランド・デザインを示した教育白書『教育の卓越性』を発表した。同白書は、「すべての子どもの卓越性(excellence for all)」をモットーとしたものであった。

白書は才能教育政策の意義と施策をごく簡単に以下のように指摘している⁸⁾

「現代の教育サービスは、すべての子どもへの取り組みを継続するとともに、最も優秀な者が必要としているサポートを提供して、才能児をもっと伸ばすことができなければならない。」

「われわれは、とくに優秀な子どもや才能児を見だし支援するための戦略計画を立てるつもりである。この戦略のための手段としては、促進学習 (accelerated learning)、スペシャリスト・スクール、独立学校との連携がある。たとえば、バーミンガムのグローブ初等学校では中等学校段階の学習をすることを認めている。またオズウエストリのマーチェス中等学校では、GCE A レベルの学習と同時に、オープン・ユニバーシティの学士課程を開始している生徒が在籍している。われわれはすべての学校と地方教育当局がいかに才能児を支援するかについて計画を立てることを望んでいる。すべての学校は卓越であることが受け入れられ望ましいとされる雰囲気醸成するように努めるべきである。」

次いで、この政府の方針に基づき、具体的な才能教育施策を検討するために、1999年1月に特別委員会が議場に設けられた。「才能児」(highly able children)に関する報告書が同年に刊行された。同報告書は、「大多数のイギリスの学校では才能児のための教育は不十分である」という現状認識を踏まえて、以下のような問題点を指摘している⁹⁾

- ① 才能児のニーズが教師や学校によって優先課題として認識されていないこと。
- ② 学校は児童生徒に対して大きな期待をかけていないこと。
- ③ 学校や社会に、高度な学問的あるいは知的な水準に達成している者を尊重しない雰囲気があること。
- ④ 教師は児童生徒の高い潜在能力を認識して、才能児を教育する効果的な教授法に自信を持っていないこと。
- ⑤ 才能児に最善の教育を提供するためのリソースを用意できていないこ

と。

では、このような才能教育をめぐる問題状況を解決するために、今後の具体的な政策として、どのような提案がなされたのであろうか。以下、骨子を紹介しておこう。

- ① 才能児の教育支援に対する補助金は、学校全体の予算の中に組み込まれること。
- ② あらゆる国家戦略に明確な才能児への取り組みを位置づけること。
- ③ 教育水準局（OFSTED）は、学校や地方教育当局の視察の際に、才能児に関する取り組みのデータを収集すること。
- ④ 教員養成段階において、才能児教育の在り方についてもっと重視すること。
- ⑤ すべての学校には、才能教育のためのコーディネーターと呼ばれる人が任命されるべきであること。
- ⑥ 才能児の教育の向上のために、教授＝学習の在り方を改革すること。たとえば、通常のカリキュラムの拡充（enrichment）と深化（extention）、学校と大学などとの連携、学校外の教育、ITの有効な活用など。

この報告書は、「その後のイギリスの才能教育とエクセレンス・イン・シティーズの才能教育部門のあり方を形作ったといえる。」¹⁰⁾

1999年3月に政府は、専門家の意見に基づいて具体的な政策を立案するために、「才能教育諮問委員会」を設置した¹¹⁾

1999年9月になり、労働党政府は才能児教育を都市部の教育困難地域から本格的にスタートさせた。これがエクセレンス・イン・シティーズ（CiE）のプログラムである。政府による公教育における才能教育の始まりである。

2001年には、教育白書『成功する学校』（*Schools Achieving Success*）が発表された。この国家戦略の骨子は以下の通りである¹²⁾

- ① すべての学校、特に恵まれない地域の学校の才能児を支援すること。
- ② 才能児一人ひとりの長所と短所に対応する施策を講じ、幅広くバランス

のとれた教育が受けられるように保障すること。

- ③ 学校内と、学校外の補足的な学習機会を組み合わせること。
- ④ 児童生徒が年齢ではなく能力に合わせて学習を進める機会をより多く提供し、可能な限りすべての教科において表面的ではなく深い理解に達するようにすること。
- ⑤ 生徒の能力とニーズに合わせて、進度、理解の深さやその幅を適切なバランスで組み合わせること。教師は速習課程 (express set)、能力別学級編成、GCSE および上級資格コースへの早期参加を検討すること。

2005年には、第三期ブレア労働党政府は、教育白書『より高い水準、より良い学校をすべての子どもたちに』を公表した。同白書は、すべての子どもの潜在能力を最大限に伸ばすために「個性化学習」(personalised learning)の理念の下、指導の個別化推進を打ち出し、その重要な柱として才能児教育の拡充を提案した¹³⁾

2007年6月、ブレア首相の退陣に伴い、ゴードン・ブラウン前財務相が新首相に就任し、後継内閣を組織した。省庁再編を行い、教育技能省に代えて、「子ども・学校・家庭省」と「研究・大学・技能省」を置いた。才能児教育政策は、主に「子ども・学校・家庭省」の担当となった。大臣には、エド・ボールズ (Ed Balls) が就いた。

現在、子ども・学校・家庭省は、教育の国家戦略の一環として才能教育政策を実施している。省内の才能児教育ユニットに複数の担当官が配置されている。このユニットを主導してきたテム・ドラカップ (Tim Dracup) は、現在、才能児教育も管轄する「児童生徒の達成向上局」の次長に就任している¹⁴⁾。ドラカップを中心に、政府の才能教育の政策立案が行われてきている。

なお、後述するが、政府は才能児教育の各種の事業を CfBT 教育トラスト (CfBT Education Trust) に委託して行っている。

2 中央および地方教育行政機関の才能教育政策の実施

政府によるイギリスの才能児教育は、1999年にエクセレンス・イン・シティーズ (CiE) における補助金事業として開始されたことは前述の通りである。

このプログラムは、指定された都市部の学校におけるさまざまな教育問題を改善するために、当該地域の学校の教育水準を向上させることである。主な施策として、スペシャリストおよびビーコン・スクール、シティ・ラーニング・センター、ラーニング・サポート・ユニットの設置やメンターの増員などと並んで、才能教育がその重要な柱とされた¹⁵⁾

このようにエクセレンス・イン・シティーズ (CiE) における才能教育は、「都市部の恵まれない地域の才能ある児童・生徒への教育と学習を支援し、拡充し、発展させるプロジェクトを立ち上げた学校に対して、補助金を交付するプログラム」¹⁶⁾ である。

主な目標として、以下の2点があげられている。

一つは、才能児のための学校方針を立て、学校内に特別の教育プログラムを設けること。

二つ目は、才能児の学校外での学習支援の機会を提供する幅広いプログラムを提供すること。

1999年に21地区で導入されたCiEはその指定地域を拡大していった。2001年までに、59地区が指定された。その多くがロンドン、バーミンガム、リヴァプールなどの大都市とその近郊である。2001年～2002年度の予算として、2,900万ポンドが支出されている。

補助金事業は2006年度まで継続された。CiEでは1999年から2006年までに、全国で1300校の中等学校、3600校の初等学校が参加して、最も恵まれない都市部や田舎の地域の生徒の能力を向上させた。これらの才能児がその潜在能力を高め、学力を向上させ、彼らが高等教育機関に進学できる機会を保障しようという政策も、同時に押し進められている。

ところで、CiEの枠内で開始された才能児を対象とする補助金事業は、その後、指定地区以外にも拡充されることになる。すべての学校の才能児が補助金事業の対象となったのである。かくして2007年度では才能教育助成のために約1,800万ポンドが交付されている。

また地方教育当局は、地域内の学校とパートナーシップ作りを初めとして才能児教育の支援体制を整備、拡充してきている¹⁷⁾ 具体的には、①「教育発展計画」などの地域教育振興の計画の策定に当たり、才能児教育を盛り込み、効果的な事業運営のための計画立案を行うこと、②才能児教育に取り組む学校を支援すること、③父母などに情報提供すること、④地域内の学校間の連携を支援することである。

たとえば、ロザハム地方教育当局(Rotherham LEA)は1999年にCiEの最初の指定地域として認定を受けて、当初から才能教育の向上のための支援措置を講じてきた¹⁸⁾ 現在、才能児教育チームには、「才能児教育(中等学校担当)主任コンサルタント」の下に、4人のスタッフが置かれている。地方教育当局内の、16の中等学校、106の初等学校、7の特殊学校、3の継続教育カレッジはいくつかのグループに分けられ、このブロック毎に才能児教育の補助金を受けている。

地方といっても首都圏には、ロンドン才能児機構(London Gifted and Talented)が置かれている。この機構は、大ロンドン地域に存在する33の地方教育当局全体の才能児やその教育の改善と調整・支援を行うことを目的として、2003年に政府の教育技能省の補助金により設置されたものである。現在、専門スタッフとしては、才能児教育で著名なイアン・ウォリック(Ian Warick)ら3人が担当している。児童生徒向けのプログラムや教員の研修講座を開設している。さらにeラーニングの教材開発にも取り組んでいる。

3 学校内外の才能教育の概要

まず学校内の取り組みはどうであろうか。

2000年に入って、政府の補助金政策もあり、各学校は才能児教育に取り組み始めている。校長の下、才能児教育コーディネーターを配置している学校も少なくない¹⁹⁾。単独で任命されているのは2割から3割程度である。副校長、学年主任や教科主任が兼任する場合も多い。最近では、指導教員 (lead teacher) を置く学校も増えている。

2006年度からは、政府は学校センサスで各学校単位で認定された才能児の記載を求めるようになった。

才能児の選考過程では、才能教育コーディネーターが中心的な役割を果たしている。才能児の認定に用いられるものは一般的に、ナショナル・テストの結果、標準評価テスト (Standardised Assessment Test)、認知能力テスト (Cognitive Ability Test)、芸術・スポーツテスト (Art and Sporting Test)、教師の評価 (推薦) などである。学校外のクラブ活動や前の学校の状況なども加味される場合もある。政府の認定ガイドラインでは、才能児の比率を、すべての学校の当該年度の生徒集団のうち、5~10%と広く想定している。子ども・学校・家庭省から『才能児を認定しよう (改訂版)』(2008年)という文書が出されている²⁰⁾。しかし、才能児の認定に苦勞する学校も少なくないようである。2008年度には、中等学校の95%、初等学校の78%が才能児の登録を行っている。イングランド全体で、才能児として認定されている数は、約80万人である²¹⁾

デボラ・エア (Deborah Eyre) 教授は、学校内の才能児の指導について次のように述べている²²⁾

「才能児にとって一般のカリキュラムの大部分が適しているとしても、才能児が知識、技能、概念を学ぶ迅速さを勘案すると、学習速度は才能児にとって重要な問題であるといえる。学習速度が遅すぎると、才能児は退屈して落ち着きを失う。一般の教育プログラムが提供されるべきであるが、才能児が他の生徒よりも早く学習を進められるような形態で提供されなければならない (促進; acceleration)。学習速度を速めることによって、才能児は付加的な学習機会を得ることができる。それはより多くの内容を学習する (拡充; enrichment)

ことであつたり、内容をより深く探求したりする(延長; extension)ことであつたりする。]

すなわち「拡充」(エンリッチメント)、「延長」(エクステンション、深化と訳す場合もある)そして「促進」(アクセラレーション、速習や早修とも訳される)である。以下、簡単に説明しておこう²³⁾

まず「拡充」は、既存の科目もしくは新しい科目からより広いトピックを学習すること、つまり学習の幅を広げることである。既存の科目ではない新しい科目(たとえば、心理学、考古学など)を設けて、才能児のために科目選択の幅を増やすものである。

また「延長(深化)」とは、既存の科目のトピックを深く学習することである。最も一般的なものは、博物館、ギャラリー、劇場などの訪問、ワークショップ、時間外クラブ、専門家による指導などである。

次に「促進」とは、特に優れた生徒が1年以上の学年に飛び級し年長者と学習を受けたり、あるいは特定の科目において飛び抜けた成績を収めた生徒が1年以上の学年を移動してその科目だけを学習したりすることである。特定の科目での速習プログラムに入れられることが多い。もっとも、促進の一つの形態であるいわゆる飛び級はごくまれであるが、実施されている。飛び級(grade-skipping)については後述したい。

なお「延長(深化)」は「拡充」の一つの形態と見なされることが多いので、エア教授の説明を言い換えると、才能児に対する指導の形態としては大別すると、「拡充」と「促進」との2つの方式があるとも言える。

さて、現在、イギリスでは、校内で才能児のみを対象とした特別な別個のカリキュラムを用意するのではなく、教室内で先取り学習をさせたり、付加的な授業を提供したりしていることが多い。

学校内のカリキュラムの改善のために、政府や民間団体が多くの文書や手引き書を刊行している。資格・カリキュラム機構(Qualifications and Curriculum Authority, QCA)は才能児教育の教育課程のガイダンスを作成している。

次いで、学校外での取り組みについて見ておこう。

エア教授によれば、学校以外(地域)での才能児のための取り組みについて、以下のような例をあげている²⁴⁾

土曜日教室などのマスタークラス、サマースクール、スポーツ・チーム、青年オーケストラ、地元の劇場や画廊や美術館が運営するクラブ、環境クラブなど。

これらの学校外の状況に関して、「マスタークラス」と「サマースクール」について補足しておく必要がある²⁵⁾「マスタークラス」とは、「初等学校および中等学校において、特定の科目について才能を持つ、もしくは潜在的な才能を持つと判断された子どもを集めて、深い理解と高い技能を獲得させるために開催される集中コース」である。例えば、上記のロザハム地方教育当局の場合、放課後や土曜日の時間帯に、一定の水準をクリアした才能児を対象として数学と情報の授業が学校や校外のラーニングセンターにて開講している。また「サマースクール」とは、才能児を対象として各学区ごとに一つの学校や大学などに希望者を集めて、夏休みの1~2週間、特定のトピックやテーマに関して学習、調査、実地訪問を行い、専門家の指導を受けて発展的な学習を行うプロジェクトである。

なお、イギリスでは、労働党政権が才能児教育を強力に推し進めているとはいえ、他の国々とは異なり、新たに才能児だけを集めた特別な学校を新設することはしていない。

もっとも、学力上の選抜制の高い公立グラマー・スクールという伝統校はほとんど姿を消しているものの、まだ依然としてごく少数ながら存在することも事実である。これらの学校は、実質的に才能児を集めて教育していると言えよう。

たとえば、レディング・スクール(11歳~18歳)は、11歳、13歳、16歳時に、入学者選抜試験を行っている²⁶⁾同校によれば、この入学試験が事実上の才能児選抜になっているので、すべての生徒を才能児としている。同校の第

7学年（11歳）の選抜試験についてみると、①学校が行う入学試験、②キー・ステージ2（11歳）の成績、③各教科目の評価、④識字・算数能力、⑤個別ケースの専門的判断である。なお①の学校が行う試験とは、数学、英語、言語能力試験（verbal reasoning test）そして非言語能力試験（non-verbal test）である。

また同校では、科目ごとに上位5%の成績の者を最優秀児として認定して全国レベルの才能教育活動に参加するように推薦している。

さらにまた公立・公営以外では、独立学校（公的な補助金の交付を受けていない学校で、当該年齢層の約7%が在籍）として、いわゆるパブリック・スクールが存在しておりエリート教育を提供している。イトンやハロー校などが有名である。これらの学校では、厳しい選抜試験を経て優秀な上流・中流階級出身者が入学し、少人数で質の高い教育を受けているので、その意味では才能教育が展開されていると考えられる²⁷⁾

4 才能教育の推進・支援機関²⁸⁾

(1) 政府の補助金事業による支援機構

「全国才能児アカデミー」

2007年11月から、ウォリック大学に代わり、民間のCfBT教育財団が政府の委託を受けた「全国才能児プログラム」を提供している。4歳から19歳の才能児（各公営学校のトップ10%をめどにしている）の情報を集積し、個々の才能児の教育を効果的に展開していく上での支援を行う機構である。この機構に才能児として登録されるためには、政府の才能児の基準による選考をクリアしたことを学校が承認すれば、可能である。このような才能児、学校、地方教育当局、保護者などを対象に各種の事業を展開している。

今回、同アカデミーによって新規にイングランド内の8つの地域毎にいくつかの大学が「エクセレンス・ハブ」に指定され、マスタークラス、各教科の授業やオンライン学習の機会を提供することになった。

イングランド東部（ケンブリッジ、イーストアングリア、アングリア・ラス

キン, ベッドフォードシャーの各大学), ミッドランド東部(ノッティンガム, ラフバラ, レスターの各大学), ロンドン(ロンドン大学のクィーンズ・メアリおよびゴールドスミス, イースト・ロンドン, ロンドン・メトロポリタンの各大学), 北東部(ダラム, オープン・ユニバーシティ), 北西部(ランカスター, リヴァプール, マンチェスターの各大学), 南東部(カンタベリー・クライスト・チャーチ), 南西部(エクセター, ポーツマス, バースの各大学), ミッドランド西部(アストン, バーミンガム, バーミンガム・シティ, ウォーバーハンプトン, ウォリック, コベントリー, スタッフォードシャー, キール, ウースターの各大学およびバーミンガム, ニューナムの各ユニバーシティ・カレッジ), ヨークシャー及びハンプシャー(ヨーク, リーズ, シェフィールド, ハルの各大学)

この全国才能児アカデミーの代表者には、幅広く教育界で指導的な役割を果たしてきた、前全国リテラシー戦略のトップであったジョン・スタナード(John Stannard)が任命された。

(2) 大学の教育・研究組織

① ブルネル才能児教育センター (Brunel Able Children's Centre)

同センターは1997年に、ブルネル大学の教育学部に設置された。イギリス最初の大学附属の研究センターである。才能児教育の研究および教師教育・研修、教材開発、コンサルタント事業を実施している。また、才能児を対象とするコースも設けられている。

専任教員は、ヴァルサ・コシー (Valsa Koshy) 教授ら8人である。スポーツ・体育の才能教育を担当している教員もいる。なお、学校の才能教育コーディネーターなどを2人、非常勤講師として雇用している。

才能教育コースとしては、教員向けの短期コースのほか、修士課程、博士課程を有している。以下のようなコースがある。

Professional Development Course

「優秀でないしは例外的に優秀な子供を教育する」, 「才能児のための数学のエンリッチメント」, 「才能教育のアクション・リサーチ」, 「4歳から7歳の才能児を育成する」の4つの授業科目が開講されている。

MA in Gifted Education

「とくに優秀な子どもの教育」, 「高い能力をもつ子どもの言語やリテラシーの教育」, 「数学の能力が高い子どもの教育」という3つの専攻がある。

Research Degree

MPhil, EdD, PhDがある。

なお、都市部の才能児向けのコースも開設されている（月に1回）。

また、同センターの主な研究は社会的に困窮した地域の才能児（4歳から16歳まで）の認定とその能力の向上を進める方法の探求である。たとえば、英語や数学の分野の才能教育、4歳から7歳児の都市中心部の才能児の教育、才能児の教育方法などの調査研究を行っている。

② オックスフォード・ブルックス大学

同大学の教育学部に、以前、「才能児研究センター」(Research Centre for Able Pupils) が設置されていたが、現在は、ホームページで確認してみると、存在していないようである。ただ、才能教育のコースや研究は継続されている。ヘレン・ウィルソン (Helen Wilson) など才能教育を専攻している教員が「初等・中等学校」の学科に複数在籍している。

才能教育の上級学位コースとして、専門職資格課程のほか、修士、博士課程などがある。

授業科目には、「才能児の教育」, 「優れた才能の児童生徒の個々のニーズ」などが設けられている。

「才能児の教育」という科目では、知能・能力・才能に関する理論、才能児の認定問題、優れた才能を持つ児童生徒への取り組みのモデル、反省的専門職の能力開発といった内容が教えられる。

エア教授がウォリック大学へ転出したこともあり、教育研究体制が若干弱体

化しているようである。

③ ウォリック大学

現在は、「才能児のための国際ゲイトウェイ」(International Gateway for Gifted Youth, YGGY)が設置されている。

センターの前身は、2002年から2007年にかけて政府の補助金を受託して、11歳から19歳児の「才能児」を対象とした「全国才能児教育アカデミー」(The National Academy for Gifted and Talented Youth)であった。この組織はアメリカのジョン・ホプキンス大学の「才能児センター」をモデルとして、才能児の教育機会を拡充するとともに、保護者や教育関係者などを支援するものとして設立されたものである。2002年8月に、上述のオックスフォード・ブルックス大学からエア教授が赴任し、初代のセンター長に就任し、才能児教育の調査研究を行うとともに、各種の教育活動を実施してきた。

主な才能児教育については、梶間みどりによれば、「第1に判定活動である。このアカデミーの活動を受けるための『能力判定活動 (Talent Search)』を実施する。第2に教育活動である。教育活動としては、夏季学校、ホリデースクール、土曜マスタークラス、上級学習センター、週末セミナーなどがある。…第3に支援活動である。支援活動では、オンライン学習教材の開発や、保護者や教育関係者への支援活動が行われる。」²⁹⁾

2007年に政府の5年間の事業委託が終了し、同センターは廃止された(政府は新たに CfBT 教育財団を選定した)。

ただ、現在の「才能児のための国際ゲイトウェイ」はセンター時代の任務の一部を受け継ぎ、才能児のためのプログラムを提供している。同センターに登録した才能児には、センターが主催する国際的な夏季コースや体験学習講座などを提供し、ウェブ上でオンライン学習教材を作成して、才能児の学習を支援している。

(3) 民間団体

① 全国才能児教育協会 (The National Association for Able Children in Education, NACE)

スクールズ・カウンシルの才能児教育プロジェクトのメンバーであった教育関係者によって、1984年に発足した団体である。才能教育に携わっている教師の交流・研修・サポート機関である。会員は教員、副校長、校長、地方教育当局関係者、大学教員、教育コンサルタント、学校理事などから構成されている。現在、会長は地方教育当局の主任指導主事のスー・モーディカイ (Sue Mordecai) で、副会長はオックスフォード・ブルック大学のヒラリー・ロウ (Hilary Lowe) である。

主な事業は、①会員に対して、効果的な実践の向上のために相互交流を行い、専門的な能力を伸ばすこと、②才能児教育に影響を与える事項について、専門的な立場から政府機関に意見や助言を行うこと、③関係機関、地方教育当局、学校と連携し、プロジェクトを実施すること、④専門的な知識、助言、研修、コンサルタント、研究大会や各種行事、出版や教材を提供することである。

才能教育に関わる教育関係者の学会のような役割を果たしている。

② 全国才能児協会 (The National Association for Gifted Children, NACC)

1966年に心理福祉の専門家であったマーガレット・ブランチ (Margaret Branch) によって創設された、才能児の親や子どもを対象とした慈善団体である。創設以来、イギリスでの才能児教育の必要性を訴えてきた。

会員は父母、教師、学生 (18歳以上)、団体などのカテゴリーに分けられている。主な会員は親であり、その子どもへのさまざまな教育サービスを提供している。

協会の目的は、①才能児、その家庭 (特に親) そして教育福祉に従事しているすべての関係者に支援を行うこと、②国内外において才能児の認識と、彼らの情緒的、社会的、教育的ニーズの理解を高めること、③学習困難な子どもも含め、あらゆる背景の子どもが、自分の潜在能力を発揮し成果をあげるように

することである。

この3つの目的を達成するために、以下のような主な事業を展開している。

- ①才能児の親の声が政策や教育実践に反映するために、重要なステークホルダーにロビー活動を行うこと。
- ②才能児、親、才能児教育に従事している組織に情報提供や助言サービスを行うこと（月曜日から金曜日まで会員向けに電話対応など）。
- ③才能児とその教育に関する会員向けのウェブにアクセスすることができること。
- ④全国26の地区に支部を置き、当該地域の会員にきめ細かい活動や支援を行うこと。
- ⑤支部のニュースや才能児の記事を掲載する雑誌を定期的に刊行すること。
- ⑥才能児に関する情報や助言が載っている各種パンフレットをバックにして無料で会員の親に提供することである。

会費は有料で、親会員は1年間で35ポンドである。

なお、以上の協会のほか、イギリスの才能教育関係者が会員である国際的協会として、ヨーロッパ才能協議会（European Council for High Ability）や、世界才能児協議会（World Council for Gifted and Talented Children）などがよく知られている。

II 飛び級制度と運用

イギリスでは、才能児の「促進」の一つの形態として、人数は少ないが、飛び級制度が導入され、実施されている。以下、飛び級制度とその運用について論述したい。

現行の義務教育制度の根拠となる法律は、1996年教育法である。同法は従前の18の法律に若干の改正を加えて、一本の法律に統合して成立したものである。戦後の教育制度の基本的骨格を示した1944年教育法は失効した。

1996年教育法の義務教育やその年齢に関する条項は主に第1章「教育の制度」に定められている³⁹⁾。同法によれば、義務教育は5歳に達した後の最初の学期に始まる。また義務教育年齢の上限は16歳である。初等中等教育（義務教育段階）全体を通じて、児童生徒は基本的には、年齢にしたがって各学年に

配置され、毎年自動的に進級できる。進級・進学について法令上の年齢制限は特にないので、飛び級は法制度上で許容されていると解釈でき、実際にそのように運用されている。しかし、特に積極的かつ特別に飛び級を定めた制度がないし、実態としてもごくまれであり、例外的な事例として、個別に対応されるようである³¹⁾

次に、通常の課程の修了認定や卒業認定などに言及した上で、資格制度や大学入学との関連で、主に中等教育段階の飛び級の運用について記述する。

前述のように、イギリスの初等中等教育では、初等学校（5歳から11歳の6年間）、中等学校（11歳から18歳の7年間）が基本である。義務教育は16歳までである。

日本とは異なり、「卒業」制度の規定は存在しない。現行法規の1996年教育法では「離学年齢」のみ定められている。したがって、16歳で学校を制度上「卒業」することはなく、16歳になれば、学校を「離学」することになっている。学期の途中で離学すると問題も生じるので、何回か離学日が決められているケースもある。

他方、各生徒の教育課程の到達度については、普通、義務教育終了時の最終学年（16歳の年度）に、科目別の資格試験であるGCSE（General Certificate of Secondary Education）を受験する。この学外の資格試験は、個々の科目の学力や到達度を認定するものであり、合格者の就職や大学受験の時に参考にされる、重要なものである。

このGCSEの受験年齢の制限はない。

政府のホームページによれば、「GCSEは通常、全国の学校やカレッジの15歳から18歳の生徒が受験する。しかし、関心をもっている科目ごとに資格を得ようとする者であれば誰でも受験できる。…ほとんどの15歳～16歳の生徒はいくつかの科目でGCSEを得ている。」³²⁾

なお、2007年度では、義務教育の課程を終わっても1科目もGCSEを取得せずに16歳で離学した生徒は2万人を超えている。

義務教育年齢を超えて中等学校のシックス・フォーム（16歳から18歳）や近隣のカレッジに進学する者も多いが、進学に際しては、GCSEの成績が一つの基準となる。入学後、通常、18歳で科目別のGCE A レベル試験を受験することになるが、この試験の受験年齢についても、特に制限はない。

政府の公式ホームページによれば、「GCEは、カレッジや学校のシックス・フォームの主に16歳から19歳の生徒が受験する科目別の資格であるが、受験の年齢制限はない。」³³⁾

したがって、いずれの試験も優秀な生徒の場合、通常の実験年齢に達してなくても、校長の許可があれば受験可能であると考えられる。だが、統計上どの程度の生徒が早期に受験し合格しているかの数値を見いだすことができなかった。

中等教育から大学へ進学する場合、学力の面ではGCSEやGCEの成績が重要な基準となる。その際の年齢上の大学入学要件については、1990年代初頭までは多くの大学で「入学年の10月1日までに満17歳になっていること」という規定があった。もっとも、当時であっても多くの大学で18歳よりも1年以上早く入学すること（早期入学）は例外的に認められており、可能であった。

現在では、このような年齢要件を課している大学はほとんどないようである³⁴⁾

以上のように、大学への飛び入学は認められている。

現在、労働党政権下、才能教育政策への積極的な取り組みは行われている。しかし、今回、文献調査をした結果、大学の早期入学も含めて飛び級制度に関する議論は低調であるように思われる。

次節では、飛び級に関連して、最近、原級留置（落第）について、学力保障という観点から保守党から問題提起が行われたので、労働党の反応も含めて紹介しておきたい。

Ⅲ 原級留置と最近の議論

現行の1996年教育法には、特別に原級留置に関して定めた規定はない。

飛び級と同じ説明になるが、初等中等教育（義務教育段階）全体を通じて、児童生徒は年齢にしたがって各学年に配置され、毎年自動的に進級するが、制度上は進級・進学について法令上の年齢制限は特にないので、原級留置は法制度上で許容されていると解釈できよう。

実態として、どの程度、初等・中等学校で原級留置が行われているか、正式の統計を見いだすことができなかった。おそらくごくまれであり、飛び級と同様、特殊な事例として個別に対応されていると思われる。

さて、最近、教育水準の向上という観点から、初等学校段階において原級留置の措置を積極的に導入しようという提案が、保守党から出されたことは注目される。

2007年9月、野党の保守党は初等学校の最終学年に原級留置の制度を導入する提案を行った。提案はもともと保守党の「公共サービス改善政策グループ」によってまとめられたものである。この構想は「すべての者に機会を提供するために学校を改革する」上での4つの優先政策を提示している。①規律、②教育水準の向上、③教師の自由裁量(自立性)の拡大、④親の統制や選択の拡大、の4点である。

この②の教育水準の向上の分野で、原級留置の制度の導入を提案している。

保守党のデビッド・キャメロン (David Cameron) 党首は2007年9月2日付の『サンデイ・テレグラフ』紙に「壊れたイギリスを作り直そう—学校からスタートしよう」という見出しの記事を投稿して、原級留置の措置を提案し、次のように述べている³⁵⁾

「11歳で遅れを取った児童に基礎教科（英語や数学、引用者）の適切な水準に追いつくための機会が与えられるべきであるという、我が党の政策グループの提案は十分に検討するに値するものである。この試みは、中等学校に入学す

前の夏季休暇中ないしは、初等学校の最終学年の繰り返しによって行うことができるであろう。」

また保守党の影の「子ども・学校・家庭大臣」であるマイケル・コーブ (Michael Cove) は、中等学校へと進学せずに11歳でなお初等学校に留まることの方が「安全装置」として非常にうまく機能するであろうと述べた。さらにコーブは「中等学校で教えることを最大限に活用するのに必要なスキルなしに、初等学校から中等学校へと子どもたちを進学させることはできない」と付け加えた。³⁶⁾

この提案の賛否をめぐって、読者からさまざまな意見が寄せられた。「タイムズ」紙の投稿から、以下、抜粋をしておこう。³⁷⁾

サモンズ (Bianca Summons) さん—賛成論

「すでに多くの国々で、この制度は採用されている。私はフランスで『原級留置』にならざるをえなかった人を少なくとも一人は知っている。例外なく、それは良かったと言われている。同じように、この制度は長年にわたってアメリカでも利用されてきている。イギリスでは有益でないだろうと主張する理由はない。しかし、なぜ6年生だけがターゲットとされるのか。どの年齢段階でも1年間は原級留置を認めるべきである。子どもに勉強についていける機会が与えられない理由はないのではないか。」

カスタンス (Bronwen Custance) さん—反対論

『原級留置』は、フランスではきわめて一般的である。初等学校の1年でも原級留置になる児童もいる。…奇妙なことに、フランスの親は原級留置を歓迎し、子どもにとって素晴らしい機会であると考えている。しかし、児童のやる気を削ぐことになる。

イギリスでは気をつけてください。いったん初等学校に導入されると、中等学校にも課せられるのは時間の問題であるので。」

サラ (Sarah) さん—反対論

「本当に非常識な提案である。中等教育に進学してテストをして、その能力

を判定する方がもっと理にかなっているのではないか。そして、その評価が出て、能力に基づいて生徒をいくつかのクラスに振り分けてみよう。そうすると教師はあまり出来が良くない生徒にも目配りができて、ニーズに応じて支援することができる。北アイルランドではこのような学力による選抜があり、驚くことにイギリスで最高の GCSE や GCE A レベルの成績を残している。1年間ほど原級留置にすると、生徒のやる気を削ぐことになる。」

以上、読者の声を抜粋したが、反対論の数が多数を占めた。

全国校長協会の事務局長であるミック・ブルックス (Mick Brookes) は、保守党の提案には問題があると述べる。「もし初等学校の標準到達レベル4に達していない児童が20%であるとすれば、これらの児童を収容するための大規模な校舎建設プログラムが必要になってくるであろう。」³⁸⁾

保守党の提案に対して、労働党政府も否定的な見解を示した。

政府の学校担当副大臣のジム・マクナイト (Jim McKnight) は、「保守党のいわゆる『リメディアル学年』の提案は、まさに付加的な援助を必要とする子どもにスティグマを与えるだろう。学級規模を拡大して、教師や親が前もって計画を立てることを困難にするものである」と批判し、例外的な措置である原級留置を全面的に導入することに反対している³⁹⁾

お わ り に

以上、主に才能教育に焦点を当てて、労働党政権の学力向上策について検討を加えてきた。

平等を理念とする労働党政権が1999年から才能児を認定して、そして彼らのニーズに応じた才能教育を積極的に押し進めているのは、意外な印象を与えるかもしれない。学力の底上げ政策に関心を持ってきた筆者もこの調査の開始前までは労働党政府と才能教育への公費支出とは矛盾するのではないかと考えていた⁴⁰⁾

しかし、研究が一段落ついた今では、梶間みどりが指摘するように、才能教

育政策の推進の背景には、ブレア政権が掲げた「第三の道」の理念があり、理念と整合性のある政策であることを知ることができた。とりわけ、初期の才能教育が社会的に不利益を被った地域から始まったことから分かるように、そこに「平等」(inclusion)の理念の具体化を見ることができる⁴¹⁾

そして、労働党政府は特定の地域から始めた才能教育をすべての学校へと拡充していった。現在、政府はすべての学校における才能児を把握し、そのニーズに合った個別化教育を行うことが学校の責任であるとして、さらに積極的な才能教育の支援体制作りを目指している。「他の生徒がそうであるように英才児(才能児、引用者)はその特別なニーズや能力に適した教育を受ける権利を有しており、それは教育の公平(equity)の問題である」⁴²⁾としている。

さて、才能教育へのアプローチとしては、イギリス型と呼ばれる方式を採用していることも注目される⁴³⁾。本文でも述べたが、エア教授は「統合的アプローチ」と表現している。才能児を特別な学校に入れたりせずに、できるかぎり通常の課程の中に統合しつつ教育を行う方式である。

日本では、依然として公教育における才能児教育は「飛び級」など例外的な措置として議論されている状況である。いわば才能教育は、塾、習い事、スポーツクラブなどの民間教育事業に任されている。学校教育では、進学校や運動の盛んな学校が担っているといってもよいかもしれない。そこには親の経済力や文化資本による教育格差の問題が才能のある子どもの教育に直裁に影響を与えていると思われる。

しかし、今後、我が国で才能教育政策を検討する際には、「統合的アプローチ」を採用しているイギリスの政策と経験から多くの示唆を得ることはできるように思う。

ところで、才能児の社会的背景や学校での才能教育実践の分析、芸術やスポーツ分野の才能児の問題、才能教育の効果研究など、本論文で論じることができなかったことも少なくない。また飛び級や原級留置の実態についても十分に調べるができなかった。いずれも、今後の課題としたい。

注

- 1) 文部科学省『諸外国の教育の動き 2006年』国立印刷局, 2007年, 51頁。文部科学省『諸外国の教育動向 2007年版』明石書店, 2008年, 89-90頁。
- 2) DfEE, *Excellence in Schools*, HMSO, July 1997, p. 38.
- 3) 本稿では主にイングランドを対象とする。イギリス国内でも才能児を指す用語が必ずしも統一されているわけではない。スコットランドでは“more able”, ウェールズでは“more able and talented”という用語が一般に用いられる。Monira Thomson, *Supporting Gifted & Talented Pupils in the Secondary School*, Paul Chapman, 2006, p. 4; “World conference considers policy and practice”, *G and T Update*, 47, September, 2007, p. 2.
ところで、本研究に取り組み始めた直接の契機は広島大学の二宮皓副学長からの調査依頼であった。イギリスの才能教育研究を進めるに当たっては、広島大学・二宮皓副学長、国立教育政策研究所の小松郁夫部長（現在、玉川大学教授）、同研究所佐々木毅総括研究官、梶間みどり研究員、京都大学教育学研究科・杉山均教授、大学入試センター・山村滋准教授、青山学院大学・柳田雅明教授、西武文理大学・宮島健次准教授の各先生には、貴重な助言をいただきました。ここに、記して感謝申し上げます。
- 4) 松村暢隆『アメリカの才能教育』東信堂, 2003年; 本田泰洋『オーストラリア連邦の個別化才能教育』学文社, 2008年。
- 5) 梶間みどり「イギリスにおける『才能児教育』プログラム開発」小松郁夫編『知識社会におけるリーダー養成に関する国際比較』国立教育政策研究所, 研究成果報告書（最終報告）, 2003年。この論文は、麻生誠・山内乾史編『21世紀のエリート像』学文社, 2004年にも収録されている。
- 6) 杉本均「英国における才能教育の動向：レディング・スクールの事例より」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51巻, 2005年（この論文は下記の報告書に収録されている）。鈴木俊之「イギリスにおける才能教育の動向—EiCの才能教育を中心に」『児童・生徒の潜在的能力開発プログラムとカリキュラム分化に関する国際比較研究』京都大学大学院教育学研究科比較教育学研究室, 2005年。
- 7) Deborah Eyre, “Gifted Education: the English model”, *The National Academy for Gifted and Talented Youth*, 2004, p. 1の引用。杉本均「序章 才能教育の国際動向」『児童・生徒の潜在的能力開発プログラムとカリキュラム分化に関する国際比較研究』京都大学大学院教育学研究科比較教育学研究室, 2005年, 27頁。
- 8) DfEE, *Excellence in Schools*, HMSO, July 1997, pp. 38-39.
- 9) House of Commons, Education and Employment Committee, *Highly Able Children*, 1999. 梶間みどり（2003年）, 93頁; 鈴木俊之, 前掲論文, 116頁。
- 10) 鈴木俊之, 前掲論文, 117頁。
- 11) “Encouraging gifted pupils”, *BBC News*, 3 March, 1999.
- 12) DfES, *Schools Achieving Success*, HMSO, 2001.

- 13) DfES, *Higher Standards, Better Schools for All*, The Stationery Office, 2005.

政府は、今後、①親の学校運営への関与を強化すること、②親の学校選択をさらに拡大すること、③優良校や多様な学校の拡大を図ること、⑤指導の個別化を進めること、などの施策を通じて、教育水準の一層の向上を目指すとしている。文部科学省『諸外国の教育の動き 2005年』国立印刷局、2006年、43頁。また才能教育の観点から「個性化学習」について検討した論文に、R. J. Campbell, W. Robison and others, “Personalised Learning: ambiguities in theory and practice”, *British Journal of Educational Studies*, Vol. 55 No. 2, 2007がある。

- 14) Tim Dracup, “New Directions in English Gifted and Talented Education”, 2004, Paper presented at European Council for High Ability conference, Pamplona, Spain. 彼のインタビュー記事は次の雑誌に掲載されている。“G and T education: the national picture”, *G and T Update*, 47, September, 2007, p. 3.
- 15) 鈴木俊之, 前掲論文, 119頁。
- 16) エクセレンス・イン・シティーズ (CiE) での才能教育については、鈴木論文が詳しい。また Ofstead, *Providing for Gifted and Talented Pupils: An evaluation of Excellence in Cities and other grant-funded programmes*, 2001; H. Lowe, “Excellence in English Cities”, *Gifted Education International*, Vol 17, 2003 を参照。2006年度まで継続した事業であるが、DfCSF, *The Excellence in Cities Programme 1999-2006*, 2007 に簡潔な総括が述べられている。
- 17) 梶間みどり, 前掲論文, 99頁。
- 18) “Rotherham Gifted and Talented” <http://www.rotherham-gt.co.uk/index.asp>
- 19) Peter Leyland, *Be a Better Gifted and Talented Coordinator*, MA Education, 2006.
- 20) DfCSF, *Identifying Gifted and Talented Learners—getting started (Revised)*, 2008. 才能児の認定方式の採用状況について、表1は一つの参考資料となる。

表1 中等学校における才能児の認定方式 (2002 - 2003年)

認定方式	割合%
標準評価テスト, 認知能力テスト, 教師の判断	59.0
教師の判断のみ	4.0
認知能力テスト, 教師の判断	18.5
標準評価テスト, 認知能力テスト	11.0
標準評価テスト, 教師の判断	4.0
認知能力テストのみ	0.0
標準評価テストのみ	0.0
不詳	3.5

注：オックスフォード・ブルックス大学の才能教育コーディネーターの講座を受講した教師を対象としたものである。回答者数は27人である。

出典：Annie Haight, “A Review of Identifying the Gifted in Mainstream Secondary Schools: the experience of England’s Excellence in Cities Programme”, 2004.

また、才能児の属性については、2003年から2005年にかけてウォリック大学の「全国才能児教育アカデミー」に登録した約3万7,000人（11歳から17歳）を対象とした調査結果がある。この調査によれば、社会階層別にばらつきがあることが明らかになった。「富裕エグゼクティブ」は全人口の9.8%であるが、登録された才能児は20.3%を占めている。これに対して、「苦悩する家庭」は全体の16.5%であるにもかかわらず、才能児として登録された割合は5.7%に過ぎなかった。またエスニック別では、白人系（全人口で87.0%であるが、才能児は85.7%、以下、87.0%対85.7%と表記する）、混血系（2.0%対2.7%）、黒人系（3.3%対1.2%）、アジア系（6.5%対5.6%）、中国系（0.4%対1.3%）、その他（0.8%対1.5%）という結果であった（不明が3.2%）。第3に、男女別では全人口では男子が51%であるが、登録才能児は49.0%であり、逆に女子は51.0%であるので、若干女子の割合が多いことが分かる。R. J. Campbell, R. D. Muijs and others, "The Social Origins of Students Identified as Gifted and Talented in England: a geo-demographic analysis", *Oxford Review of Education*, Vol. 33 No. 1, 2007.

- 21) "‘Reluctance’ to identify gifted", *BBC News*, 30 January., 2009.
- 22) Deborah Eyre, "Educating Gifted and Talented Pupils: Current Development in the UK", 深掘聰子訳「才能児の教育－英国における近年の動向－」, 28-29頁。小松郁夫編『知識社会におけるリーダー養成に関する国際比較』国立教育政策研究所, 研究成果報告書（中間報告）, 2002年に収録。
- 23) 鈴木俊之, 前掲論文, 123-134頁。松村暢隆, 前掲書, 70頁。
- 24) Deborah Eyre, "Educating Gifted and Talented Pupils: Current Development in the UK", 深掘聰子訳, 22頁。
- 25) "Rotherham Gifted and Talented" <http://www.rotherham-gt.co.uk/index.asp>
- 26) 杉本均「英国における才能教育の動向：レディング・スクールの事例より」（前掲論文）。現在、公立グラマー・スクールはイングランド及びウェールズで約34校ほどである。
- 27) パブリック・スクールは法制度上の規定もなく、明確な定義は存在しない。だが、一般的に独立学校のうち校長会議（HMC, Headmasters' and Headmistresses' Conference）に校長が加盟している学校を指す。現在、全国で約240校ほどである。榎本剛一『英国の教育』財団法人自治体国際化協会, 2002年, 36頁。パブリック・スクールのエリート教育については、橋本伸也, 藤井泰ほか『エリート教育』ミネルヴァ書房, 2001年；竹内洋『パブリック・スクール』講談社新書, 1993年；鈴木秀人『変貌する英国パブリック・スクール』世界思想社, 2002年などを参照。

才能教育の分野でこれらの独立学校と公立学校とのパートナーシップ事業が開始されたのも、労働党政権の下であった。これは、数校の独立学校と公立学校群の間で、芸術、ICT、スポーツ、各教科などの才能教育に関する交流授業を行うプロジェクトである。一つの学校では得られない施設や環境、そして講師やクラスメイトのもとで特定の科目を学ぶことができる。杉本均, 前掲論文, 134頁。

- 28) 才能教育の推進・支援機関の記述は、主にインターネット上のホームページを参照した。
- 29) 梶間みどり，前掲論文，96頁。
- 30) 拙稿「イギリスにおける義務教育制度の動向」『松山大学論集』第14巻第1号，2002年。
同法7条の義務教育では、「義務教育年齢のすべての子どもの親は、学校に規則的に出席させるか、あるいはその他の方法で、子どもが年齢、能力および適性、本人の特別なニーズ教育に応じたフルタイムの適切な教育を受けさせるようにさせなければならない」と規定されている。
- 31) 「各国の義務教育制度の概要」中央教育審議会初等中等教育分科会（第34回）議事録・配付資料（2005年1月11日）
- 32) Qualifications and Curriculum Authority (QCA), *GCSEs: the official student guide to the system*, 2007. http://www.ofqual.gov.uk/files/qca-07-3092_GCSE_student_guide.pdf
- 33) Assessment and Qualifications Alliance (AQA), “What are GCEs?”. <http://www.aqa.org.uk/over/qual/gceas.php>
- 34) 山村滋「イギリスにおける接続改革」荒井克弘・橋本昭彦編『高校と大学の接続』玉川大学出版部，2005年。
- 35) “David Cameron: To fix broken Britain we shall start at school”, *Sunday Telegraph*, 2 September, 2007.
- 36) “Keeping failing pupils back—Tories failing students should repeat the last year of primary school, Tory leader David Cameron has proposed”, *BBC News*, 2 September, 2007.
- 37) “Tories want weak pupils to stay on at primary school”, *Times on Line*, 3 September, 2007.
- 38) *Ibid.* イギリスでは、教育内容の全国的基準であるナショナル・カリキュラムは一定の学年における学習到達目標（レベル）を定めている。そして政府は、生徒の学習到達目標への達成状況を測るために、ナショナル・テスト（初等学校の2年生では英語と数学，6年生と中等学校の3年生については理科を追加する）を実施してきた。
初等学校の6年生は、ナショナル・テストの3科目の成績でそれぞれ標準到達「レベル」4という水準に達していることが期待されている。マクナイト副大臣が指摘するように、約20%の6年生がこのレベル4に達していないのが現状である。小松郁夫「これから学校増—イギリス教育改革からの示唆」中央教育審議会義務教育特別部会（第4回）議事録・配布資料（2005年3月29日）。
なお、近年、ナショナル・テストの見直し作業が進行中である（阿部菜穂子『イギリス「教育改革」の教訓』岩波ブックレット，2007年；福田誠治『競争しても学力行き止まり』朝日新聞社，2007年）。
- 39) *Ibid.*
- 40) たとえば、拙稿「イギリス—教育水準向上のための優れた学校」二宮皓編『21世紀の社会と学校』協同出版，2000年，49-59頁；拙稿「イギリス」二宮皓編『世界の学校』学事

出版, 2006年, 90-101頁; 拙稿「イギリス公教育における学力向上策—宿題政策とその実施—」『松山大学論集』第18巻第5号, 2006年など。

- 41) 梶間みどり, 前掲論文, 99頁。
- 42) 文部科学省 (2008年), 前掲書, 89頁。
- 43) Deborah Eyre, “Gifted Education: the English model”, The National Academy for Gifted and Talented Youth, 2004.

付記 本稿は, 平成20年度の松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。